

為替取引に係る銀行法の主な規定

(定義等)

第二条 (略)

2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

(略)

二 為替取引を行うこと。

(略)

1 4 この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

(略)

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

(略)

(営業の免許)

第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

(略)

(許可)

第五十二条の三十六 銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

(略)